

令和7年人事院勧告 別紙第1 公務員人事管理に関する報告（抄）

I 人事院が実現する「これから」の公務

3 働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ

(1) 超過勤務の縮減 ― 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて

過重な超過勤務は、職員の心身の健康を損ない、組織の活力を低下させる。また、近年本院が取り組んできた、フレックスタイム制の見直し、11時間を目安とした勤務間のインターバル確保に係る努力義務規定の導入、テレワークガイドラインの策定といった柔軟な働き方を実装するための改革が真に機能し、職員のWell-beingや「選ばれる」公務職場を実現するためにも、超過勤務の縮減が最重要課題である。

令和6年の平均年間超過勤務時間数は、全体として前年（令和5年）よりも減少し、本府省では2年連続で減少した。他方、他律部署（他律的な業務の比重が高い部署）において月100時間の上限を超えた³職員の割合は、直近（令和5年度）で7.7%と前年度（令和4年度）よりも増加している。

月100時間や平均月80時間の上限を超える超過勤務は、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされており、まずはこのような超過勤務の最小化が喫緊の課題であることから、本院は、不退転の決意で以下の取組を進めていく。

³ 国家公務員の超過勤務については、人事院規則により、超過勤務を命ずることができる上限を設定しているが、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務（特例業務）に従事する職員に対しては、上限を超えて超過勤務を命ずることができる。

ア 各府省の組織風土改革や実効的取組に向けた調査・指導の強化

長時間の超過勤務もやむを得ないとする職場風土や職員意識を抜本的に切り替えるため、各府省において、まずは、幹部職員が主導して明確かつ具体的な縮減のための組織目標を設定することが不可欠である。その上で、人事担当部局による繁忙部署への十分な要員確保や人事配置の最適化、各職場での適切な業務マネジメントなどを十全に行うべきである。

本院は、各府省が上記の取組を自律的に進められるよう、長時間の超過勤務が行われている個々の職場の実情に応じた実効的な縮減策を示し、その着実な実施を伴走支援していく。

また、超過勤務時間の適正な管理や長時間の超過勤務の縮減に関する調査・指導を行っても取組が不十分な場合は、新たに実施する臨時調査などでより一層の取組と改善状況の報告を求めていく。

さらに、各府省の実情を把握できるデータや各府省からの改善要望等を関係部局に示し、各府省の柔軟な要員確保が進むよう支援していく。

イ 長時間の超過勤務の主な要因となる業務の重点的な改善

他律部署における直近（令和5年度）の上限超えの状況を見ると、「国会对応業務」及び「予算・会計関係業務」が引き続き上位を占めている⁴。

⁴ 令和5年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員が従事した特例業務のうち職員割合が大きいもの（上位2項目）は、他律部署では、「国会对応業務」（22.1%）、「予算・会計関係業務」（12.2%）、自律部署では、「大規模災害への対処」（16.1%）、「予算・会計関係業務」（15.1%）であった。

本院は、各府省に対して、行政部内での効率的な業務遂行を働きかけていく。また、行政部内を超えた取組が必要と判断されるものについては、国会を始めとする関係各方面の御協力をお願いしていく。

予算・会計関係業務や人事・給与関係業務といった、いわゆるバックオフィス業務については、人的リソースに比して業務量が多い傾向にあることから、徹底した業務合理化が必要である。本院としても、人事・給与関係業務について、更なる制度の簡素化や、後記(5)の勤務時間管理共通システムの整備等に取り組んでいく。予算・会計関係業務についても、業務の集約やDX等を集中的に進められるよう、関係部局に要請していく。

また、本院は、「国家公務員制度ナレッジベース」（通称SED0）の活用を通じて、人事制度に関する問合せに係る各府省の業務の効率化を進めていく。

ウ 特例業務の範囲の厳格化に向けた取組

国家公務員については、特例業務に従事する場合は超過勤務の上限を超えることができるとされている。特例業務は、本来、大規模災害への対処など、特に緊急に処理することを要するものに限られており、本院は各府省に対して、その範囲を慎重に判断するよう通知している。しかしながら、未だその趣旨が徹底されているとは言えない。

本院は、月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化のため、調査等で把握した各府省の超過勤務の実態を踏まえ、特例業務の範囲に関する判断を厳格にするよう、指導を強化するとともに、必要な通知改正を行う。

エ 長時間の超過勤務を行う職員の健康保持に向けた取組

月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に取り組む一方で、やむを得ず月100時間等の上限を超える超過勤務を行った職員の健康を保持することも極めて重要である。心身の不調の兆しを早期に発見し、着実に快復につなげていくため、各府省に対して、人事院規則で義務付けられている医師による面接指導の実施を徹底させるための助言・指導を行っていく。その一環として、面接指導が義務付けられていることについての幹部・管理職員の認識を確実なものとするとともに、職員一人一人に面接指導など健康管理の重要性を周知・啓発する。